

## 安全管理委員会からの耳より情報 VOL. 34



「身体拘束最小化について考えよう」

2024年度診療報酬改定により「身体拘束の最小化」が全病棟(精神科病棟は除く)で義務化されました。医療機関において、組織的に身体拘束を最小化する体制を整備することが規定されています。

今回は、身体拘束が認められる「緊急やむを得ない場合」の3要件についてです。 3要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束最小化チーム」で検討、確認し記録しておく ことが必要とされます。

## 切迫性

## 非代替性

## 一時性



・患者・利用者本人または他の患者・利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと



·身体拘束その他の行動 制限を行う以外に代替 する方法がないこと



·身体拘束その他の行動 制限が一時的なもので あること

もし、身体拘束をしている現状があれば・・・ この3要件に当てはまるのか?一度振り返ってみてください!!

[出典・参考資料]

令和 6 年度診療報酬改定 I -1 厚生労働省 「身体拘束ゼロ作戦推進会議 厚生労働省